

境港市からの令和7年度国・県政に対する要望への回答

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
総務省	政策戦略本部 (デジタル基盤整備課)	1	地方公共団体の情報システムの標準化に係る経費に対する財政措置について	全国の地方自治体は、国が掲げる自治体情報システム標準化に向け、デジタル庁が整備する「ガバメントクラウド」の活用を前提とした構築作業を進めている。 同クラウドを活用する際のシステム運用コストを試算したところ、現行クラウドと比べて大幅に増額となることが明らかとなり、自治体情報システム標準化の目的の一つである「システム開発・運用コストの削減」につながらず、費用対効果が見込めない状況である。 自治体情報システム標準化により、移行前のシステム運用コストを超える新たな自治体負担が生じないよう、国による財政措置を講じるよう要望する。	継続	システムやネットワーク回線の移行・構築に係る経費に限らず、ガバメントクラウド利用料など、標準化により新たに継続的に発生する運用費用についても、確実な財政措置を講じるよう令和6年7月11日及び同月22日に国へ要望を行いました。 今後も引き続き、地方自治体が自己負担の増加を余儀なくされることのないよう、国に対し要望を行います。
総務省	政策戦略本部 (税務課)	2	ふるさと納税制度におけるワンストップ特例制度の適用で、寄附先は5自治体までとする要件の撤廃について 【重点要望項目】	ふるさと納税制度のワンストップ特例制度は、寄附者が確定申告不要で寄附金控除が受けられる便利な制度である。 自治体にとってもマイナンバーカードを利用したオンライン申請により、書類送付等の事務処理の負担軽減が図られるとともに、マイナンバーカードの利便性を実感できる活用事例となっている。 しかしながら、現在のワンストップ特例制度は、寄附先は5つの自治体に制限されていることから、寄附者がふるさとやゆかりのある自治体をはじめ、災害により被災した自治体など、幅広い自治体への寄附を躊躇させる要因となっている。 自治体にとっても寄附先が5つの自治体という制限は、寄附金を多く集める上位の自治体とそうではない自治体との間で生じている格差が固定化し、自治体の創意工夫による自由な競争が阻害される要因の一つであることを懸念している。 以上のことから、ふるさと納税制度により応援したい自治体を幅広く自由に選べるよう、ワンストップ特例制度の適用を5つの自治体までとする制限の撤廃を要望する。	新規	ふるさと納税については、国と地方がそれぞれ一定の役割を果たすこととし、国税（所得税）及び地方税（個人住民税）双方を対象とする仕組みとして構築されているものです。 しかしながら、ふるさと納税のワンストップ特例制度については、所得税控除相当額を個人住民税から控除する仕組みとなっており、所得税と個人住民税双方を対象とすべきとされていた当初の仕組みが果たされていない状況にあります。 このため、ワンストップ特例制度の適用自治体数の制限の撤廃にあたっては、ワンストップ特例制度によって申請された場合であっても、確定申告による申請との均衡を図り、所得税控除相当額を国の負担において対応するなど、同制度の改善が必要と考えます。 ふるさと納税制度について、全国知事会において同制度の健全な運用に向けた取組みについて提言してきたところであり、今後は、ワンストップ特例制度の改善についても国に対し働きかけていきます。
総務省	政策戦略本部 (税務課)	3	企業版ふるさと納税制度の期限延長について	企業版ふるさと納税制度（地域再生法に基づくまち・ひと・しごと創生寄附活用事業）は、国が認定した地方公共団体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除する仕組みである。企業は従来の寄附に比べて税負担がより軽減され、社会貢献によるイメージアップにもつながる。本市でも閉校した小学校の利活用による地域活性化といった成果につながっている。 制度期限が令和7年3月までとなっているが、企業と自治体双方にとってメリットのある制度であるため、早期に期限の延長を決定するよう要望する。	新規	企業版ふるさと納税制度については、全国知事会においても、国へ同制度の延長について提言してきたところであり、本県としても、制度継続に向けて令和6年7月26日に国に要望を行いました。今後も引き続き、国に対し働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
内閣官房、内閣府、厚生労働省	地域社会振興部 (女性応援課)	4	女性の地方からの流出に歯止めをかける施策及び男女共同参画施策について	急激な少子化及び女性の地方からの流出に歯止めをかける施策として、性別にかかわらず、誰もが安心して育児・介護と仕事が両立できる男女共同参画社会の実現に向けた施策及び地方で女性が活躍できる施策が必要であることから次のことを要望する。 ○女性の地方からの流出に歯止めをかけるためには、企業の協力が欠かせないことから、地方企業の「女性人材確保促進」につながるような企業支援など、女性の地方からの流出に歯止めをかけることに着眼点をおいた新たな施策を打ち出すこと。(国・県要望) ○育児・介護と仕事の両立支援施策である「両立支援等助成金制度」については、手続きが煩雑で要件が厳しいため、中小企業が多い本市では利用が進んでいない。よって、個別面談シートや育児・介護の個別プランを不要としたり、研修実施や一般事業主行動計画策定等を要件から外すなど中小企業が利用しやすい制度とすること。(国要望)	新規	県内企業における女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくりや人材育成の取組に対して、県として従来から女性更衣室や多目的トイレ等の環境整備、女性のキャリアアップ支援、更年期障がい等従業員の健康課題に関する相談窓口活用や研修実施支援のほか、働く場所の制約が少なく地元での就業が期待されるリモートワーカー育成支援など各種支援策を講じているところであり、引き続き女性の職域拡大や就労継続を進めるための新たな支援策を検討していきます。 また、国においても、国を挙げた施策展開を図るとともに、地域女性活躍推進交付金をはじめとする財源確保などによって地方の取組を後押しするよう、例年7月に国に対して要望しているところであり、今後も引き続き働きかけていきます。 なお、国の「両立支援等助成金」については、中小企業に計画的に従業員の休業支援・復帰支援を行わせることを目的とした助成制度であり、その手続は企業が助成金を受給するための最低限の要件を満たすことを確認し、実効性を高めるために設けられているものですので、要件緩和を国に要望することは考えていません。
こども家庭庁	子ども家庭部 (家庭支援課)	5	こどもの医療費に係る全国一律の助成制度の創設について	こどもの医療費に関する助成制度について、令和6年度から鳥取県では、18歳年度末までの完全無償化に踏み切ったが、近年、自治体間での拡充競争となっており、財政状況によって助成内容に格差が生じている。 少子化対策は、国レベルでの喫緊の課題となっており、こどもの医療費に関する助成については、全国一律の水準であるべきである。しかしながら、国がまとめた「こども・子育て支援加速化プラン」の施策には、全国一律の助成制度の創設については盛り込まれていない。 については、国の責任において、こどもの医療費に関する全国一律の助成制度を早急に創設するよう要望する。	継続	小児医療費助成制度については、これまで全国知事会を通じて全国一律の制度の創設を要望してきました。 本県としても、小児医療費については全国の自治体で独自の助成が行われており、少子化対策の重要な施策であることから、国の責任において、全国一律の助成制度を創設するよう7月11日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	6	生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に関する給付への支援について	医療技術の高度化等により、様々な病気が克服されつつあるが、一方で一個人で年間数百万円、数千万円にも及ぶ医療費を生涯にわたって必要とするケースもあり、相互扶助を基本とする医療保険制度の財政運営を圧迫し、危機的な状況を招く要因ともなっている。 保険財政の維持・健全化を図るために、生涯続けなければならぬ高度かつ継続的な医療に対する給付は、福祉施策として医療保険制度から切り離すか、若しくは医療保険制度の中であっても国民全体で支えるような支援制度(保険料に影響しない仕組み)の創設を要望する。	継続	平成30年度から国民健康保険制度の都道府県化が実施され、従来と比較すると財政規模が大きくなりましたが、退職者や所得の不安定な方の割合が多いこと、年齢構成が高いなど構造的な課題は依然として解決されていないままです。そのため、市町村保険者で高額な医療費が発生した場合、他の被用者保険と比べて財政負担が大きく、財政運営に少なからず支障をきたすことも指摘されています。 将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国が責任を持って、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障・負担が生じることのないようにあらゆる対策を講じるよう、今年度も7月23日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	7	国民健康保険事業に対する国庫負担の拡充等について	国民健康保険事業の基盤強化に向け、公費が投入されているが、増加の一途をたどる医療費に対し、将来にわたる十分な基盤強化に向けて、更なる公費拡充を求める。 また、地方が医療費の一部負担金を助成する地方単独事業を行った場合、国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置が設けられている。 18歳年度末までの子どもの医療費助成については、令和6年度から減額調整措置が廃止されたが、地方単独事業は、特に医療費の助成を必要とする者への助成事業であり、子どもだけでなく、障がい者等も対象としている。 については、すべての地方単独事業に係る減額調整措置を早急に廃止するよう要望する。	継続	平成30年度からの国保の都道府県化に伴い、平成27年2月12日の国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議(国保基盤強化協議会)における合意に基づく必要な財源を確保するよう、知事会要望など、あらゆる機会を捉えて国に対して要望しています。 国が責任をもって今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤を確立し、持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けた財政措置を引き続き求めています。 また、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されましたが、身体・知的障がい者やひとり親家庭への医療費助成など、全ての地方単独事業に対する国による減額措置を早急に廃止するよう、今年度も7月23日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (医療・保険課)	8	国保総合システムの更改に対する国の財政支援について	国民健康保険団体連合会が運用する「国保総合システム」については、令和3年3月末に公表された「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、今後、社会保険診療報酬支払基金と審査領域を共同利用するためのシステム開発に取り組むことになっている。 しかしながら、システム更改には多額の費用を要するため、連合会が保険者から徴収する審査支払手数料等が引き上げられ、市町村等保険者の財政負担が生じることが懸念される。そうした事態が生じることのないよう、国の責任において、必要な財政支援を行うことを要望する。	継続	審査支払機能改革として、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会等の審査支払機能の整合的かつ効率的に機能させる改革が進められており、令和6年4月に向けた国保総合システムの更改も、令和3年3月31日付けで厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が公表した「審査支払機能に関する改革工程表」に基づいて行われています。 この改革工程表によれば、第一段階(令和5年度～)の国保総合システムのクラウド化及びレセプト受付領域の共同化等に引き続き、第二段階(令和6年度～)の審査・支払領域の共同利用のためのシステム更改が行われているところです。 これらのシステム改修は、国の意向を踏まえ実施されるものであり、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないように、国が必要な財政支援を行うよう、今年度も7月23日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
	福祉保健部 (医療・保険課)	9	国民健康保険の国庫負担金に係る減額調整措置による減額分への県費助成について	国民健康保険においては、特別医療費助成事業を実施していることによる国庫負担金の減額調整措置が設けられており、市町村はそれに伴う財政負担を強いられている。 現在、県は減額相当分の4分の1の額を市町村に交付しているが、特別医療費助成事業は、鳥取県と県内市町村との協調により実施していることから、交付率を引き上げるなど応分の負担をするよう要望する。	継続	特別医療費の助成による国民健康保険国庫負担金の減額調整措置の廃止について、あらゆる機会を捉えて要望した結果、令和6年度から、18歳未満までの子どもの医療費助成に係る国庫負担金の減額措置が廃止されたところです。 今後も国に対して国庫負担金の減額調整措置の廃止に向けてしっかりと要望していくこととしていますが、県も市町村とともに保険者として国保事業の運営を担っており、減額分への対応については、引き続き市町村と協議していきたいと考えています。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
	福祉保健部 (障がい福祉課)	10	特別医療費助成事業に対する県費助成の拡充について	多くの県内市町村が単独事業として実施している身体障害者手帳3級所持者、療育手帳B所持者及び精神障害者保健福祉手帳2級・3級所持者への医療費助成については、県と市町村の協調制度として実施するよう要望する。	継続	障害者総合支援法等においては、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は市町村となりますが、いわゆる重度障がい者については、医療機関にかかる頻度が多いことなどから重点的に支援する必要があるため、県と市町村が共同して支援を行っています。いわゆる中・軽度の障がい者については、各自立支援医療制度や市町村において独自に実施している医療費助成制度もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げるとは考えていませんが、制度の在り方について引き続き検討を行っていきます。
こども家庭庁	子ども家庭部 (子育て王国課) 福祉保健部 (医療・保険課)	11	子ども・子育て支援金制度の導入にあたっての医療保険者への情報提供や国民への周知・説明について	国は「子ども・子育て支援加速化プラン」の完了時点で必要となる費用：3.6兆円のうち、約1兆円については、「子ども・子育て支援金制度」を令和8年度に創設し、医療保険者を通じて医療保険の保険料から徴収することとしている。 しかしながら、負担に関する説明が分かりにくい上、子育て支援に関する費用を医療保険の保険料から徴収する方法にも疑問を持たれており、国民の支援金制度に対する理解が進んでいるとはいえない状況にある。また、実際に支援金を徴収する医療保険者に対しても、詳しい説明がない。 については、医療保険者が支援金額を反映した保険料を算定するための検討期間が十分に確保されるよう、支援金制度が始まるまでの適切な時期に、詳細な説明や資料の提供を行うよう要望する。また、国の責任において、周知や説明を行い、支援金制度に係る国民の理解を得ることもあわせて要望する。	新規	子ども・子育て支援金制度の創設等が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）」が令和6年6月12日に公布されました。 公布日以降、国から発出された公布通知や説明会資料を、順次市町村の方へお送りさせていただいているところですが、令和8年度から始まる各子ども・子育て支援金の賦課・徴収に向けて、詳細な情報や必要な準備などの情報について、引き続き、速やかに情報提供させていただきます。 また、医療保険者が支援金を算定するための準備期間を十分に確保できるよう、医療保険者に対して早期に詳細な説明等を行うとともに、支援金の目的や使途、負担の在り方等、国民の理解が十分得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うことについて、7月11日に国に対して要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
総務省	政策戦略本部 (税務課)	12	空き家対策に係る税制 度の創設について	空き家対策が全国的にも深刻な問題となっている中、空き家解消の促進策として、空き家を解体した人に対する税制面での優遇措置を以下の2点について創設するよう要望する。 ①固定資産税の優遇措置 空き家を解体すると、敷地となる土地の住宅用地特例の適用が外れ、固定資産税が高くなることが解体が進まない一つの要因となっている。 本市においては、一定の条件はあるものの、解体後3年間は住宅用地特例適用扱いとし、特例適用相当額の税額を減免する独自の優遇措置を実施している。 空き家解消の促進策として、このような優遇措置を国として創設するよう要望する。 ②住民税(所得税)の優遇措置 住宅の新築に対しては、住宅ローン控除など住民税(所得税)の優遇措置が設けられている。 空き家解消の促進策として、住宅ローン控除のような、空き家解体に要する費用を経費とし、住民税(所得税)を軽減するような優遇措置を、国として創設するよう要望する。 昨年度は①については回答があったが、②については回答がなかったため、改めて①と②についての意見を求めるものである。	継続	①空き家を除去した場合の跡地については、固定資産税の住宅用地特例が解除されることに伴い税額が増嵩することとなり、除去促進の阻害要因となり得ることから、特例解除後も市町村が一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合の財政支援措置等を創設するよう国に要望しているところです。また、それぞれの自治体が各地域の実情に応じて実施している取組についても財政面で支援することを継続して要望します。 ②空き家の除却に係る税制面の対策として、控除や減免措置等の創設が早期除却に効果的とする考え方がある一方で、税収の喪失、他の不動産との公平性を踏まえて減免措置に否定的な考え方もあることから、全国一律の控除・減免等の措置は難しいと考えます。
総務省	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)	13	空き家除却促進のため の固定資産税減免に係 る減収補填措置の創設 について	空き家対策を推進するため、特定空き家や利活用が見込まれない空き家を除却した場合に、除却後の土地に対して、一定期間に限り固定資産税の減免を行った場合の自治体に対して減収補填措置を創設するよう要望する。	継続	現行制度においては、空き家の底地の固定資産税について、空き家を除却した場合には、住宅用地特例が適用されなくなり、税額が増嵩するため、所有者等が空き家の除却をためらう一因となっています。 空き家の任意の早期除却を促進する観点から、市町村が空き家除却後の跡地について、住宅用地特例が適用されなくなった後も一定期間に限り固定資産税の減免等を行う場合に、その負担軽減のため、減収補填措置を創設するよう、国に対し令和6年7月18日に要望しました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	14	地域生活支援事業	地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の実情や利用者の状況に応じて市町村が実施する事業であり、その負担割合は、国が2分の1、県及び市町村が各4分の1となっているが、国庫補助金について、負担割合を下回る交付が常態化している。 事業の着実な実施のため、所要額(実績額)の2分の1となる金額を確実に交付するよう要望する。	継続	令和5年度国予算において、当該国庫補助金(本体事業に限る。)は前年度の8億円増の445億円余が確保されましたが、同年度の本県における県及び市町村の充当率(交付決定額の合計を交付を要望する国庫補助金額の合計で除した数字)は約58.25%であり、県では今年度も市町村が地域生活支援事業に積極的に取り組めるよう、必要な財源措置を講ずることについて、国に対して7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	15	就労継続支援の報酬等の見直しについて	令和3年度の報酬改定により、就労継続支援事業の施設外就労加算が廃止され、その代わりとして基本報酬が増額改定された。しかしながら、加算の廃止に見合った増額となっておらず、障がい者就労継続支援事業所は、減収に追い込まれている。 施設外就労は、一般就労への移行促進や工賃の向上、多様な就労機会の提供にもつながっているが、加算の廃止によって、これまでのような手厚い体制での支援が提供できず、施設外就労の維持、ひいては職員の雇用維持も困難となる可能性があることから、加算の復活を要望する。	継続	令和3年度報酬改定に伴う施設外就労加算の廃止による県内就労継続支援事業所の運営や利用者の工賃等への影響を踏まえて、必要な措置を講じるよう国に対して7月23日に要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけしていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (障がい福祉課)	16	重度障がい者のためのグループホーム（共同生活援助）の運営安定のための障害福祉サービス報酬単価の見直しについて	障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）について、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについては現行の報酬水準では経営が厳しい状況がある。 重度障がい者の住まいの場としてのグループホーム設置を推進するためには、報酬単価のさらなる増額改定等を行い、運営の安定化を図っていく必要があることから、障害福祉サービスにおけるグループホーム（共同生活援助）、とりわけ重度の障がい者のためのグループホームについて障害福祉サービスの報酬単価のさらなる増額改定を要望する。	新規	グループホームにかかる障害福祉サービス報酬については、令和6年度改定で重度障害者支援加算が拡充される等の見直しがあったところです。一方で、重度障がい者に手厚いサービスを提供するグループホームの運営安定化のためにはさらなる報酬の改定が求められると考えられることから、今後の国の動向を注視しつつ、機会を捉えて国に対して働きかけを行います。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	17	介護保険制度の見直しについて	介護保険料は、制度創設時に比べて2倍以上増加している。令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、高齢化の進展に伴い介護給付費のさらなる増加が見込まれる。 第9期計画の介護保険料基準額は、第8期計画の基準額と同額となったものの、介護給付費準備基金を取り崩しての対応であり、第10期計画以降は大幅に介護保険料を上げざるを得ない状況が想定される。 制度を持続的かつ円滑に運営していくため、国費負担の拡充を要望する。	継続	介護保険制度は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において運営されています。 社会保障審議会等において、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から継続的に制度見直し等が議論されており、国・地方の負担割合等も、こうした議論を踏まえて、国において総合的に判断されるべきものと考えます。
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	18	地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業に対する国庫負担の上限額の見直しについて	高齢者の健康寿命の延伸においては、介護予防が特に重要である。 各自治体は介護予防に力を注ぎ、介護予防・日常生活支援総合事業費は年々増加し、本市においても、令和5年度申請ベースでは、事業費が国庫負担の上限額を超えている。 上限額を超えた場合、個別協議により例外的な措置が認められる仕組みがあるが、個別協議に該当する事由が限定されており、上限額を超えた事業費全額が自治体負担となる事例も起きている。 このような状況は、自治体の財政を圧迫するだけでなく、介護予防の取り組みに対する抑制にも繋がるため、介護予防の重要性和介護予防に積極的に取り組む地域の実情を踏まえ、国庫負担上限額を撤廃するなどの見直しを図るよう要望する。	継続	介護予防・日常生活支援総合事業は、公費50%（国費25%、県12.5%、市町村12.5%）、保険料50%の負担割合により、各市町村において実施されており、事業費の上限については、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされています。 個別協議により例外的に認められる上限を超えた交付金の措置については、令和3年度に対象要件が具体化されて以降、申請状況等を踏まえた要件の見直しが毎年国においてなされていますが、県でも市町村が介護予防事業に積極的に取り組めるよう、上限制度の見直しについて、令和6年7月23日に国に対して伝えており、今後も国の動向を注視しながら、機会を捉えて国に対して働きかけを行います。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
厚生労働省	福祉保健部 (長寿社会課)	19	身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費に係る国の補助制度の創設について	超高齢社会において、65 歳から 74 歳では 3 人に 1 人が、75 歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われている。 聴覚機能の低下は閉じこもりや認知症の要因であり、脳を活性化させ、積極的な社会参加を可能にするには、補聴器をつけて適切に「聞こえ」を維持することが最重要である。 本市では、令和 5 年度より身体障害者手帳の交付基準に該当しない加齢性難聴者の補聴器購入費助成事業を実施しているが、介護予防や認知症予防に直結するものであるため、社会保障制度の中で支援すべきと考えるため、以下の 2 点を要望する。 ①国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施している、「聴覚障害の補正（補聴器）による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」の解析を早急に進め、研究結果を明らかにすること。 ②国において補聴器購入費に係る補助制度を創設すること。	継続	認知症の予防には、適切な食事・運動に加え、運動や社会参加、他者と関わりを持つことが重要とされており、聞こえづらさによる閉じこもりと、認知症の発症とはある程度関連があると推察されますが、眼鏡などと同様、介護保険制度の福祉用具には採用されていません。 こうした中、令和 5 年 4 月に、国立長寿医療研究センターより、聴力が低下した地域在住高齢者の孤独感が要介護状態の新規発生と関連する旨の研究が公表されました。この研究自体は、補聴器が聴力を補うことで認知症や介護予防に繋がることを直接説明したものではないため、今後の研究の深化が待たれるところです。 県としても、補聴器の認知機能低下防止効果が明らかになることを望んでおり、研究を急ぐよう、引き続き国に要望していきます。 また、補聴器は、コミュニケーションの確保を通じて、高齢者の QOL の向上に資するものの眼鏡などと比べ一般に高価であり広く普及していないことから、研究結果に応じて、福祉用具の対象にするなどの対応を国に求めていると思います。
厚生労働省	福祉保健部 (感染症対策センター)	20	带状疱疹ワクチンの定期接種化について	带状疱疹ワクチンについては、水痘ワクチン(生ワクチン)に 50 歳以上への带状疱疹の予防効能が追加されたことを受け国の専門委員会において、平成 28 年から定期定期接種化について議論がなされさらに平成 30 年 3 月に新たな不活化ワクチンが薬事承認され、令和 2 年から販売が開始されている。 带状疱疹は発症後に目や耳に起こる合併症や長期に痛みが持続する带状疱疹後神経痛など障がいや後遺症で日常生活に支障をきたすケースもあり、带状疱疹の予防には、ワクチン接種が効果的であることから带状疱疹ワクチンの定期接種化の早期実現を要望する。	継続	带状疱疹ワクチンについては、現在、国の専門委員会において、期待される効果や導入年齢等の検討等、定期接種とすることに関する議論が行われています。 県としては、当該ワクチン接種により、疾病の予防効果が期待されることから、定期接種化について、引き続き国へ要望していきます。
厚生労働省	福祉保健部 (医療政策課)	21	地域医療介護総合確保基金の維持及び充実について	地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金が重要な役割を果たしていることから、令和 8 年度以降についても必要な財源の確保を図るとともに地域医療機能を担う病院の現状に即して補助基準等の緩和・補助基準額の拡充や補助率の嵩上げを行うなど、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう、要望する。	新規	地域医療介護総合確保基金は、2025 年（R7 年）に向けた医療提供体制の確保に資する取組を支援する目的で設置されたものですが、この度、厚生労働省より R8 年度については、基金の活用が可能との判断が示されたところです。引き続き国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて継続を働きかけていきます。
厚生労働省	福祉保健部 (感染症対策センター)	22	新型コロナワクチン予防接種費用助成金の継続について	令和 6 年度から定期接種化された新型コロナワクチンの予防接種費用については、今年度は、国から市町村に対して 1 件当たり、8,300 円の助成金の支給が決定しているが、来年度以降の助成金の支給は未定となっている。 現在、国が想定している新型コロナワクチンの接種費用は 15,300 円となっており、助成金の支給がない場合、接種対象者及び各市町村の負担増が想定されるため、令和 7 年度以降についても、助成金の継続を要望する。	新規	新型コロナワクチンの定期接種については、全ての対象者に対して、適切に接種機会を確保する観点から、接種費用が一定程度低減するまでの間、市町村に対する助成金制度は継続されるべきと考えており、来年度以降の助成金制度の継続を国へ要望していきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
環境省	生活環境部 (脱炭素社会推進課)	23	Z E B補助事業 【重点要望項目】	交付決定の時期が9月で、その後、工事発注となるが工事完了期限は1月末であり、工期が短いため利用し難い。 複数年での申請も可能であるが、その場合は、工事を一旦1月末までに完了させること、その時点での実績報告書などの提出が必要であること、2月から4月までは次の工事が出来ないこと、翌年度の交付金の確保が未確定であることなど、保育施設の建て替えなどの工期が限られた工事を行う場合には利用し難いことから、交付決定の時期を前倒しする、または、繰越可能にするなど、利用しやすい事業スケジュールにするよう要望する。	新規	Z E B 補助事業については、県内事業者からも複数年度の事業に係る申請において年度末から翌年度の交付決定までの間に補助対象工事を実施することができないなど制度改善を求める声があり、県としても国に対して制度改善を積極的に働きかけていきます。
経済産業省	危機管理部 (危機管理政策課)	24	L P ガス災害パルク等の導入事業費補助金 【重点要望項目】	交付決定が7月で、その後発注となるが工事完了期限は2月であり、非常用電源など納期がかかる物などは利用し難い。 交付決定の時期を前倒しする、繰越可能にするなど、利用しやすい事業スケジュールにするよう要望する。	新規	ご要望のあった補助金については、国（経済産業省）の予算を受けて、（一財）エルピーガス振興センターが行う補助事業であり、県は補助申請等に関与していませんが、当該補助金に限らず国の補助制度がより使いやすいものとなるよう、機会を捉え、引き続き国へ働きかけていきたいと考えています。
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	25	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立について	日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域内における水産資源管理及び漁業者の安全操業を確保するよう要望する。 特にベニズワイガニ産業では、日韓両国の民間レベルでの協議を継続されているが、暫定水域内で同じ資源を共同利用している以上、両国が資源管理を行うことが不可欠なため、政府間の公式協議を早期に開催するなど、国の責任において、暫定水域内の資源管理をはじめとした漁業秩序を早急に確立していただきたい。 また、違法操業を行う外国漁船の取り締まりをより一層強化し、違法操業根絶のための抜本的かつ効果的な対策を講じるよう要望する。	継続	毎年、日韓暫定水域及び我が国の排他的経済水域における漁業秩序の確立については、国に対し要望を行っており、本年4月24日にも要望しました。本件については県も市と同様に重要課題であると考えていることから、今後も引き続き、国に対して働きかけていきます。
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	26	中海の漁業振興	中海における水産資源の回復による漁業振興を図るため、引き続き、浅場造成を進めるほか、浚渫窪地の環境改善により、藻場造成促進に資する環境整備に取り組むよう要望する。 本市では、令和5年度にブルーカーボンによるCO₂の削減効果や水産資源の回復、生物多様性などの観点から、藻場造成に関する調査研究を実施したところである。 今後、調査研究の成果に基づき、中海において藻場造成に向けた実証実験等を進めていく考えだが、浚渫窪地は、有害な硫化水素の発生や富栄養化物質の溶出などが指摘されており、藻場造成や生物への悪影響が懸念されている。	継続	国土交通省が米子市大崎地先に整備した造成浅場での水産資源の生産力を高めるため、県は平成24年度より出現する魚類の把握、簡易型魚礁の効果検討等について調査研究を進めています。 その中で藻場造成の手法開発においては、市販コンクリートブロックや瓦に海藻のウミトラノウを付着増殖させる簡易手法が開発できつつあり、今後、境港市の中海水域で行われる藻場造成で活用するための技術協力を行っていきます。 また、造成浅場における貧酸素の発生状況について中海会議等で共有し、環境改善について国に働きかけていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
農林水産省	農林水産部 (水産振興課)	27	対馬暖流系のマサバ等のTAC 配分について	TAC配分における資源評価については、関係機関や漁業関係者から漁業現場の実態を聴取したうえで、資源水準に基づいた評価手法を確立し、適切な漁獲枠の配分に努めるよう要望する。 特に、資源管理と漁業者、仲卸業者、水産加工業者等の経営を両立させるため、対馬暖流系群のマサバ等が安定的に供給できるようTACの見直しや追加配分等について、より迅速・柔軟に対応する仕組みを構築していただきたい。 以前から要望してきたマイワシのTACについては、十分な水準に拡充されたところだが、マサバについては十分な配分となっていない。 また、新たなTAC魚種の追加については、漁業者が操業時に複数のTAC魚種を混獲した場合の魚種ごとの漁獲量管理など、新たな課題も懸念されていることから、関係機関や漁業関係者の合意を得たうえで進めるよう要望する。	継続	対馬暖流系のマサバ・マイワシのTAC管理については、令和3年度から国に対し、漁獲量の変動に左右されにくい資源評価手法の確立と、漁獲量変動に対応できる十分な留保枠を準備するように働きかけており、今年も7月11日に要望しました。 漁獲の増減に影響を受けない適切な資源評価や留保枠の速やかな配分、新たな魚種の追加については、混獲や外国船の漁獲の問題など、丁寧に現場の声を聞き解決していくよう、引き続き県としても国に対し働きかけていきます。
内閣官房、水産庁	危機管理部 (危機対策・情報課) 農林水産部 (漁業調整課)	28	北朝鮮弾道ミサイル発射への対応について	北朝鮮による相次ぐミサイル発射は、我が国の主権と安全保障を冒犯する暴挙である。 また、令和5年6月15日に発射された弾道ミサイルは、日本のEEZ内で操業していた本市に本社を有するかにかご漁船の近傍に落下しており、漁業者の命を脅かす極めて危険な行為に対し強く抗議するものである。 このような中、日本海で漁業者が安心して操業できるよう、以下の事項について要望する。 ①北朝鮮による度重なるミサイル発射を抑止するよう、実効ある対策を講じること。 ②漁船の操業域周辺にミサイルの飛来が見込まれる場合は、漁船だけでなく漁船の所属団体・会社等にも即時に情報を伝達するなど安全対策に万全を期すこと。 ③万一、漁船等が被災した場合、救援救出等に万全を期すこと。	継続	令和5年6月15日に発射された北朝鮮による弾道ミサイルに対しては、翌日の6月16日に、水産庁と内閣官房に対して、日本海で漁業者が安心して操業できるよう要望を行いました。今後も機会を捉え引き続き国に対して働きかけを行っていきます。 【参考】県が国に対して行った要望事項 1 北朝鮮が今後さらにミサイル発射を繰り返すことを抑止するよう、国際社会と協力して、実効ある対策を講じること。 2 操業中の漁船に対し、近傍にミサイルが飛来する危険が及ぶと見込まれる場合には、即時、その情報を伝達する仕組みの導入に向けて早急に検討すること。 3 このほか、海上でミサイル等により、万一自国民・自国船が被災した場合の救援救出等も含め、EEZ内における国民保護について、万全の対策を講じるよう、政府一丸となって検討すること。 4 ミサイルは極めて短時間で飛来することから、国民や関係自治体に対しミサイル発射の情報をより一層迅速かつ的確に伝達するよう対策の向上を図ること。
農林水産省、経済産業省	農林水産部 (水産振興課) 商工労働部	29	冷蔵・冷凍施設の増設・更新に対する財政支援の拡充について 【重点要望項目】	産地境港は漁業者、仲卸業者、水産加工事業者等が密接に連携し、日本海側随一の水揚げ能力と漁港後背地の処理能力を維持している。 漁港後背地の処理能力は、仲卸業者、水産加工事業者である民間事業者が大きな役割を担っているが、民間事業者の冷凍・冷蔵施設については、活用できる補助制度が限られ、補助率も低いことから、施設の増設、更新が進んでいないのが現状である。 以上のことから、冷凍・冷蔵施設の老朽化等により、今後の処理能力の維持が大いに懸念されており、国に積極的な支援措置を講じるよう要望する。	新規	境漁港では、イワシ、サバの水揚量が急増傾向にあります。現在でも水産加工事業者の冷凍・冷蔵施設の不足により漁獲量を制限せざるを得ない状況となっています。冷凍・冷蔵施設は建物全体が老朽化しているため、更新する場合は、据付費や工事費など附帯工事に要する経費も高額となることから整備が進んでいない状況です。同時に電気代高騰により、事業者は、省エネルギー化を図る必要にも迫られています。民間事業者に対する国の既存の支援は設備費のみが補助対象であることから、附帯工事費も補助対象に含めるなど補助対象経費を拡大するとともに補助金限度額の引上げを図ることを7月11日に国に要望しました。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
文部科学省	教育委員会 (高等学校課)	30	民間委託のALT配置 に対する財政措置	令和6年度は外国語指導助手(ALT)を6名(JET:3名、民間委託:3名)配置し、市内小中学校に英語指導を行っている状況である。ALTの配置については、英語の指導経験が少ないJETプログラムのALTには交付税の算定対象となるなど、財政措置がなされているが、高い指導技術を備え、経験を積んだ民間委託のALTに対しては何ら財政措置がなされていない。 県費負担の教職員の給与等については、国がその経費の3分の1の負担義務を負う「義務教育費国庫負担制度」が設けられている。 ついては、新学習指導要領に基づく英語教育を推進する上で必要不可欠となる民間委託のALTの配置についても、この制度と同様に、経費の3分の1を国が負担するなど、財政措置を講じるよう要望する。	継続	民間委託による外国語指導助手(ALT)の配置に係る財政措置については、昨年度国に対して要望を行ったところですが、今年度も7月11日に国へ要望を行ったところでは。 なお、国が進めるJETプログラム(地方財政措置有)では、外国語指導助手(ALT)の来日前後における研修や指導力等向上の研修が必須であり、外国語指導助手(ALT)の質の確保及び向上が図られています。 また、JETプログラムによる外国語指導助手(ALT)の任用に係る負担軽減を図るための財政措置についても、7月11日に国へ要望を行ったところであり、JETプログラムのさらなる活用について御検討ください。
文部科学省	教育委員会 (体育保健課) 子ども家庭部 (子育て王国課)	31	給食費無償化に係る財政措置	食料費等高騰の影響により、給食に係る経費が増加している状況で、現在の給食費単価のまま給食の質を保つことが厳しくなっている。 保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えるためにも、国が給食費無償化を実施するための財政措置を全国一律に講じるよう要望する。	継続	子育て世代である小・中学生の保護者の経済的負担を軽減するため、全国一律の包括的な学校給食費の負担軽減の仕組みづくりを進め、具体的な施策を示すとともに、必要な財源措置を行うよう、7月11日に国へ要望を行いました。今後も引き続き、国に対して働きかけしていきます。
文部科学省	教育委員会 (特別支援教育課) 子ども家庭部 (子育て王国課)	32	特別支援コーディネーター及び学校指導補助員配置に係る財政措置	特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から社会参加まで切れ目なく適切な支援を受けられる体制整備が必要である。子どもの特性や障がいの理解、支援に係る助言や関係機関との連携、卒園後、卒業後に適切な引継ぎに関わるなど専門性を持ち、かつ、長期的に関わることができる人材の配置は必須と考える。 このことから、3年限りの「切れ目ない支援体制整備充実事業」を拡充し、配置に係る人件費等の経費について、国の責任において恒久的な財政措置を講じるよう要望する。 また、県におかれては、子育て応援市町村交付金の上限額を引き上げるよう要望する。 ○本市の人材配置 ・特別支援コーディネーター2名 ・学校指導補助員 小中学校各2名(18名)	継続	特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の推進を図るため、「切れ目ない支援体制整備充実事業」で配置された特別支援コーディネーターの基礎定数化を図るよう7月11日に国へ要望を行ったところでは。 子育て応援市町村交付金については、他市町村の状況や意見もお聞きしながら、市町村がその地域の実情に応じた支援に取り組めるよう検討します。
文部科学省	教育委員会 (教育環境課)	33	学校施設の整備に係る財政支援の拡充について	本市の学校施設は、小中学校の校舎棟23棟の内8棟が建築後50年以上、9棟が40年以上経過しているため、建物内外部の大規模な改修や設備機器等の更新などに計画的に取り組んでいる。 学校施設の整備については、学校施設環境改善交付金事業を活用しているが、資材価格や人件費等の高騰により、補助対象となる実工事費と、現在の単価による算定後の配分基礎額とが乖離している。また、工事内容により補助上限があるため、財政負担の増加はもとより、事業内容の見直しや工事を複数年化するなど事業実施においても大きな影響を受けていることから、補助単価の増額及び補助上限の引き上げについて、財政支援措置を拡充するよう要望する。	新規	安全・安心かつ快適な教育環境を確保するための改築事業、大規模改修事業、長寿命化改良事業、防災機能強化事業、バリアフリー改修等について、設置者の計画事業が円滑に実施できるよう、実情に即した補助要件の拡大や補助率・補助単価の引き上げを図ることについて、7月11日に国へ要望を行ったところでは。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	輝く鳥取創造本部 (中山間・地域振興課)	34	空き家対策事業について	空家対策に係る国費の確保及び制度の拡充を要望する。 今後も相続放棄の増加など空家が増えていくことが想定される。特定空家以外の空家の除却に柔軟に対応するため、跡地利用などの補助条件の緩和や補助率の引き上げなど、国庫補助制度の拡充を要望する。	継続	空き家対策の一層の推進を図るため、引き続き、国に対して財政措置の充実・確保を要望していきます。 老朽危険空き家等に至らない空き家の国庫補助における除却支援の要件は、跡地を公共に資することが基本とされておりますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和５年６月１４日公布、同１２月１３日施行）において新たに「管理不全空家等」が創設される等、空き家が老朽危険化する前段階の取組が重要視されています。 県として国に対して貴市の取組や県内の実情をお伝えしつつ、今後の国の動き等も注視しながら、課題に対する対策の検討を働きかけていきます。
内閣府	地域社会振興部 (市町村課)	35	重要土地等調査法に係る住民説明会の開催及び制度の周知について	重要土地等調査法に基づき、令和５年８月１５日に本市に関連する防衛施設が重要施設に指定され、市域の一部が「注視区域」及び「特別注視区域」に指定された。 「特別注視区域」では２００平米を超える土地取引に届出が義務付けられ、未届けの場合は罰則もあり、市民への制度周知を確実に行う必要がある。 本市では、市報、ホームページ、チラシ配布、電話対応等を通じて周知に努めているが、本来、国の責任で制度が周知されるべきである。国による住民説明会の開催と、継続した周知の取り組み、内閣府が設置したコールセンターの充実を要望する。	継続	重要土地等調査法の注視区域及び特別注視区域について、令和５年８月１５日に米子市及び境港市の一部が指定されたところです。県としては、指定区域内においては、土地所有者の調査や所有権移転時等の事前届出が義務付けられるなど、一定の制限等が生ずることから、地域住民や土地所有者（居住の有無を問わず）、関係団体、関係自治体への十分かつ丁寧な周知及び説明並びに内閣府設置のコールセンターによる住民等への適切な相談支援を国の責任において実施することを国に要望していきます。
防衛省、外務省	地域社会振興部 (市町村課)	36	日米地位協定の抜本的な見直しについて	日米地位協定第５条に基づき、米軍機は国内空港への出入が認められているが、米軍機の飛行について最低安全高度を定める航空法令や航空機騒音の環境基準を定める環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、米軍機による事故が発生した場合には、当該事故に係る情報を関係自治体へ速やかに提供するとともに、原因を早期に究明し、公表すること。 また、米軍人等による事件・事故への具体的かつ実効的な防止策の構築について、継続的に取組みを進めるよう要望する。	継続	在日米軍の飛行訓練については、訓練時の飛行区域や高度などを定めた日米合同委員会合意事項の遵守や住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練が行われないよう措置することなどを、国（外務省及び防衛省）に対して要望しているところですが、引き続き、日米地位協定に関する事項については、国の責任で必要な措置を講ずるよう、全国知事会等とも連携し、要望していきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
こども家庭庁	子ども家庭部 (子育て王国課)	37	就学前教育・保育施設整備交付金の物価上昇等への対応について	市内の保育園が、園舎の大規模修繕工事を行うため、就学前教育・保育施設整備交付金を活用し、令和５年度(令和６年度繰越)から工事に着手しているが、物価上昇等の影響により、交付申請時点と工事契約時点では工事費が大幅に増額となっている。 国では、物価上昇等の影響による交付基準額の引き上げがされたが、大規模修繕工事は対象となっていないため、物価上昇等による増額分が事業者負担となっている。 物価上昇等により、補助対象経費が増額となる場合は、大規模修繕工事についても補助金の増額変更を認めるよう要望する。	新規	過去に例のない物価上昇等が続いている中、国の施設整備の補助事業(就学前教育・保育施設整備交付金の大規模修繕工事)を活用して保育施設の整備を行う際に、国の補助金の交付手続き完了後に、物価上昇等により工事費が当初の想定以上に増額となる場合について、この増額分を国の補助金の交付対象とするなどの支援策を講ずるよう、７月１１日に国に対して要望を行いました。

道路等整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	①	米子・境港間高規格幹線道路整備事業	令和5年度の国土交通省中国地方整備局の予算概要に国が調査に着手する方針が初めて明記され、令和6年度においては、令和5年度に行った課題の整理を踏まえ「整備の必要性についての検討を関係自治体と連携して実施していく」という国の方針が引き続き示されたことから、米子・境港間の高規格道路について以下のとおり要望する。 ○米子 IC～米子北 IC(仮称)間の事業凍結を解除し、計画段階評価に着手すること。 ○その上で、中国横断自動車道岡山米子線(米子 IC ～境港間)の早期事業化を行うこと。 また、県におかれては、早期事業化に向けて、国や関係自治体と連携し、米子・境港間の高規格道路の効果検証を引き続き実施するとともに、その必要性について整理していただきたい。	継続	本年3月より、国・県・米子市・境港市・日吉津村で組織する「米子・境港地域 道路整備勉強会」を開始し、米子・境港間の高規格道路の計画の具体化に取り組んでいます。今後、整備の必要性についての検討を国・関係自治体と連携して実施し、勉強会の成果を早期にとりまとめる予定であり、引き続きご協力をお願いします。 また、本年5月に西部地域の関係市町村及び県議会とともに米子・境港間の高規格道路の早期事業化について斉藤国土交通大臣に要望を行いました。さらに7月にも地方6団体で斉藤国土交通大臣に要望を行いました。引き続き「中国横断自動車道岡山米子線(蒜山IC～境港間)整備促進期成同盟会」や「中海・宍道湖8の字ルート整備推進会議」等の関係機関と連携し、早期事業化を国に働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	②	安全・安心な道づくり事業	安全・安心な道づくり事業は、道路事業の補助金や防災・安全交付金を活用して、橋梁・舗装の個別施設計画に基づく老朽化対策や通学路の安全対策等を行っている事業であり、計画的な修繕や整備には、財源の一部となる国の補助金や交付金が不可欠であることから、所要額を確保し、重点的な配分を要望する。 ○補助事業要望額 事業費：17,400千円(国費：9,570千円) ・上道新屋線1号橋ほか5橋修繕工事 ○防災・安全交付金事業要望額 事業費：60,000千円(国費30,200千円) ・中浜119号線ほか3路線通学路安全対策 ・境昭3号線舗装修繕工事 ・舗装修繕工事「測量設計」 ・境132号線舗装修繕工事	継続	国全体の道路予算が伸びない状況下で、地方が所要の予算を確保していくためには国全体の予算総額の拡大が不可欠であり、引き続き道路メンテナンス事業補助金をはじめとする道路予算の総額の拡大と地方への重点配分を国に求めています。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	③	県道米子空港線交差点改良事業	県道米子空港線と市道外浜線の交差点は、折れ交差となっており、見通しが悪く、車両の安全通行には危険な交差点形状となっていることから、県道米子空港線の折れ交差の早期改善を要望する。	継続	平成30年度から事業着手しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (道路企画課、道路建設課)	④	県道渡余子停車場線バイパス整備事業	国道431号から江島大橋に至るルートについては、県道渡余子停車場線や県道米子境港線での慢性的な渋滞が発生している。 現在、県道渡余子停車場線の「渡公民館前交差点」と「大根島入口交差点」の改良事業に取り組んでいただいているところであるが、渋滞の根本的な解消を図ることはもとより、中海・宍道湖・大山圏域にとっても重要な社会基盤である「境港」や「境漁港」の機能を最大限に発揮することができる道路ネットワークや原子力災害時における新たな避難ルートの構築のため、国道431号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパス整備を要望する。 ○バイパス整備(国道431号～江島大橋) L=3,000m	継続	令和元年度から県道米子境港線の「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」において、渋滞解消を図るための交差点改良に着手しており、事業を推進しているところです。 国道431号から江島大橋を結ぶ県道渡余子停車場線のバイパスについては、交差点改良後の効果や「米子・境港間の高規格道路」の検討状況を確認しながら、必要性や事業主体について貴市と協議をしていきます。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	県土整備部 (道路企画課)	⑤	県道渡余子停車場線交 差点改良事業	令和元年度から県道渡余子停車場線の交通渋滞の緩和対策として実施している「大根島入口交差点」と「渡公民館前交差点」の2つの交差点改良事業について、早期完成を要望する。	継続	令和元年度から事業実施しており、引き続き事業を実施します。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑥	空港北湖岸堤整備事業	治水事業は、住民の安全・安心な生活を守り、地域経済の安定を図るためにも重要な事業であることから、「斐伊川水系河川整備計画」に基づく中海湖岸堤整備の事業進捗と早期完成を要望する。 ○中期整備箇所(未整備延長) 空港北 L=800m	継続	中海湖岸堤の早期整備について本年7月11日に国に対して要望を行いました。 今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (河川課)	⑦	外江地区堤防整備事業	斐伊川水系河川整備計画において、境水道の堤防整備については、本市の外江地区など、市の内水対策が明らかになった時点で調整を図り、必要な堤防等の整備を行うとされている。このことを受け本市では、当該地区周辺の内水対策を進めるため、令和2年度に公共下水道計画の事業認可の拡大を行うとともに、令和2年に設立された「斐伊川水系流域治水プロジェクト」において、外江町の雨水ポンプ場整備を位置づけたところである。 また、令和5年度から着手している雨水管理総合計画が令和6年度に完了予定で、雨水整備に向けて加速化している。今後は、本市が行う内水対策整備と国が行う護岸堤整備と一体的に進捗していくよう、十分に調整を図りながら、計画的に進めていくことを要望する。 ○境水道(外江地区)堤防整備 L=616m	継続	当該区間の既存護岸については、貴市における内水対策の取組が進められることから、斐伊川水系河川整備計画に基づき必要な堤防等について貴市と調整し早期に整備が図られるよう、本年7月11日に国に対して要望を行いました。 今後も引き続き、早期完成に向けて国に対して働きかけていきます。

港湾整備事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	県土整備部 (港湾課)	①	境港港湾整備事業 【国直轄事業】	新たな貨物等のニーズに対応するため、外港昭和南地区の「ふ頭再編改良事業」を進めるとともに、港内の静穏度確保のため防波堤の原型復旧及び、ブルーカーボン等の環境に配慮された予防保全事業の推進を要望する。 (1) 境港予防保全事業 外港地区防波堤(2)改良 二重円筒ケーソン改良 (2) 境港ふ頭再編改良事業 外港昭和南地区 岸壁(-12m)耐震 岸壁仮設工	継続	新規の要望内容も含めた港湾施設の整備促進と老朽化対策の推進については、本年5月及び7月に国に対し要望を行いました。今後も引き続き、(1)については早期完成、(2)については早期事業化に向けて国に対して働きかけていきます。
国土交通省	県土整備部 (港湾課)	②	境港港湾整備事業 【港湾管理者】	船舶の大型化への対応や、貨物の取り扱いを集約し、輸送の効率化の促進を要望する。 (1) 外港竹内南地区 交流厚生用地ほか (起債事業) (2) 外港中野地区ほか (防災・安全交付金事業) (3) 外港竹内南地区 防波堤整備ほか (社会資本整備総合交付金) (4) 外港昭和南地区ほか (港湾メンテナンス事業)	継続	(1)については、境港管理組合の起債事業となりますが、優先順位を検討した上で、事業を推進します。 (3)の外港竹内南地区については、境港管理組合において令和4年度から事業着手しており、引き続き事業を実施します。 (2)(4)については、境港管理組合において、優先順位を検討した上で、事業を推進します。

公共下水道事業

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	①	境港市公共下水道事業	本市では、昭和 58 年度から公共下水道事業に着手し、生活環境の改善や公共用水域保全を目指して、汚水処理の普及を重点的に進めている。 (1) 汚水管渠整備の促進 汚水管渠整備は、国が推進する「10 年概成」の令和 8 年度を目標として、計画区域の整備を順次進める。令和 7 年度は渡地区を完了させ、外江地区を継続して整備する。 下水道の未普及地域の解消、汚水処理の早期概成に向けて、整備をさらに加速させて進めるため、交付金の予算配分を要望する。 ○社会資本整備総合交付金要望額 事業費：995,600 千円（国費：497,800 千円） ・汚水管渠整備延長 L=9.8 km	継続	下水道の未普及対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。 【参考】 令和 6 年度交付金（県全体） ＜防災・安全交付金（老朽化対策、地震対策、浸水対策）＞ 要望額 3,615,916 千円 配分額 2,543,000 千円（査定率 70.3%） ＜社会資本整備総合交付金（未普及対策）＞ 要望額 1,326,005 千円 配分額 1,005,300 千円（査定率 75.8%）
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	②	境港市公共下水道事業	(2) 老朽化対策 これまで集中的に整備した施設は、順次、更新時期を迎え、更新需要が増すため、下水道事業経営への影響が懸念される。 下水道処理場は、ストックマネジメント計画により、重要度や緊急度に応じて、優先順位を付け、劣化状況を点検・調査し、予防保全型の維持管理により老朽化による緊急停止などの事故を未然に防止する必要がある。 また、下水道管路施設は、供用開始から 30 年以上を経過したコンクリート管を埋設しており、今後、劣化が進むことが予想される。ストックマネジメント計画により、予防保全型の維持管理を実施し、道路陥没等の事故を未然に防止する必要がある。 このため、処理場並びに管路施設の老朽化対策に対する予算配分を要望する。 ○防災・安全交付金要望額 事業費：185,000 千円（国費：92,500 千円） ・下水処理場老朽化対策事業 1 式 実施設計(主ポンプ棟) 耐震実施設計 (主ポンプ棟・管理棟・汚泥処理棟) ・管路施設の点検調査 L=22 km	継続	下水道の老朽化対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。

国所管等	県所管部(課)等	番号	項 目	要 望 内 容	区分	回 答
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	③	境港市公共下水道事業	(3) 地震対策 下水道は、日常生活に欠かせない重要なライフラインであるとともに、災害などの緊急時においても市民生活、医療活動、公衆衛生の維持に欠かせない施設であり、下水道施設に影響がある大規模な地震に対して、計画的に地震対策を進めていく必要がある。 下水道施設の耐震対策について、速やかに旧指針で建設された施設の改築・更新を行い、耐震化を図る必要があるため、耐震対策に対する予算配分を要望する。 ○防災・安全交付金要望額 事業費：42,000 千円 (国費：21,000 千円) ・下水処理場耐震診断 1 式 ・污水管渠耐震設計 1 式	継続	下水道の地震対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。
国土交通省	生活環境部 (水環境保全課)	④	境港市公共下水道事業	(4) 浸水対策 近年、局地的な豪雨災害が全国で頻発しており、本市においても令和3年7月に、水路の排水能力を上回る観測史上最大の時間雨量 80.5 mmの豪雨により、浸水被害が発生した。 浸水被害のあった地区を、重点対策地区として、計画的、効率的に整備するとともに、想定外の豪雨に対しても事前防災の観点で、ハード・ソフト両面から総合的に浸水対策を進めている。 令和3年7月豪雨により浸水被害のあった外江地区の浸水被害の軽減を目的として、雨水幹線の築造工事を実施するため、交付金の予算配分を要望する。 ○防災・安全交付金要望額 事業費：676,550 千円 (国費：338,275 千円) ・矢尻川雨水幹線築造工事 L=260m ・外江中央雨水幹線築造工事 L=400m	継続	下水道の浸水対策については、必要な財源を安定的・継続的に確保するよう、本年度も引き続き国に要望しました。